

基本計画案（第1章～第3章）の修正点について①「利用」の視点について

⇒全体を通じて「利用」の視点を盛り込み、文言を修正した。

また、利用に関しては「市民」や「来館者（利用者）」といった主語を入れた。

②SDGsのゴールについて

⇒前回意見を踏まえ、ゴール16「平和と公正をすべての人に」を加えた。

③「史料」という言葉について

⇒「史料」であるか「資料」であるかは、利用者側がどのような利用の仕方をするのかによって異なる。（歴史研究、歴史編纂を行うためであれば「史料」、行政職員が現在の業務遂行のために参照するため利用するのは「資料」）

一方で、「資料」という言葉には包括的な意味がある。文書館で取り扱う公文書や地域資料が紙に書かれたものだけでなく、フィルムやデータも含む以上、「資料」の語を用いるのが最もよいと考え、全体を通じて「資料」に修正。「歴史史料」も「歴史資料」とした。

④レコードマネージャーについて

⇒清原委員より、前回の議論を踏まえると用語としては「レコードオフィサー（記録（公文書）管理事務の監督について責任を有する担当者）」という名称が意味合いとしては相応しいのではとのご意見を個別にいただいた。

市役所内において文書管理に力を入れることを周知する上でも、伝わりやすい名称が必要。重要な職員の役割となるため、市として別途名称については検討させていただきたい。

⑤歴史公文書と歴史資料(寄贈・寄託資料)の取り扱いを条例で分けることについて

⇒当市ではこれまでも様々な寄贈・寄託資料を受け入れてきており、寄贈者（寄託者）の了承を得た上で歴史的事実として研究・公開してきた資料もある。一方で、150年以上前のことでも、先祖にかかわる歴史を記した資料の中には閲覧制限が入る場合もある。

公文書管理条例に基づき定める審査基準の個人情報保護の観点では良しとなっても、寄贈・寄託者の意向が優先し、なかなか公開できない資料を保存し続ける可能性もある。それでも文書館には資料の散逸を防ぐための受け皿となる役割もある。公開を原則とする公文書管理条例で一律に定めるのは難しい。

原案通り分けることとするが、上記の内容を文章に盛り込むよう修正する。また、「人（一般の市民と研究者など）によって閲覧できる権限が変わるわけではない」ことがわかるように文言を修正する。